

# 足寄町森林整備計画

自 平成31年 4月 1日  
計画期間  
至 令和11年 3月31日

北海道  
足寄町

変更理由	地域森林計画に適合させるための変更
変更内容	トドマツの間伐等の見直し等
変更計画が有効となる年月日	令和5年4月1日から適用

## 目 次

I 伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
(3) その他必要な事項	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	8
1 人工造林に関する事項	8
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	10
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他必要な事項	12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	13
2 保育の種類別の標準的な方法	13
(1) 下刈り	
(2) 除伐	
(3) つる切り	
3 その他必要な事項	14
(1) その他間伐及び保育に関する留意事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能、 快適な環境を形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	17
(1) 水資源保全ゾーン	
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
(4) 森林施業の方法	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5 その他必要な事項	18
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	19
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4 その他必要な事項	19
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
(1) 路網密度の水準	
(2) 作業システムに関する基本的な考え方	
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
(1) 路網整備等推進区域の設定	
3 作業路網の整備に関する事項	21
(1) 基幹路網に関する事項	
(2) 細部路網に関する事項	
(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	
4 その他必要な事項	21
第8 その他森林整備の方法について必要な事項	22
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
(1) 人材の育成・確保	
(2) 林業事業体の経営体质強化	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
(1) 林業機械の促進方向	
(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	
(3) 林業機械の促進方策	
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
<b>III 森林の保護に関する事項</b>	25
第1 鳥獣害の防止に関する事項	25
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	25
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	25
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	26
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	26
(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	26
(1) エゾシカによる森林被害	
(2) 野ねずみによる森林被害	
(3) その他	
3 林野火災の予防の方法	26
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	26
5 その他必要な事項	26
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
<b>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	27
<b>V その他森林の整備のために必要な事項</b>	27
1 森林経営計画の作成に関する事項	27
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	

2	生活環境の整備に関する事項 .....	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項 .....	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	27
(1)	地域住民参加による取組に関する事項	
(2)	上下流連携による取組に関する事項	
(3)	その他	
6	その他必要な事項 .....	28
(1)	特定保安林の整備に関する事項	
(2)	法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	
(3)	森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	
(4)	町有林の整備に関する事項	

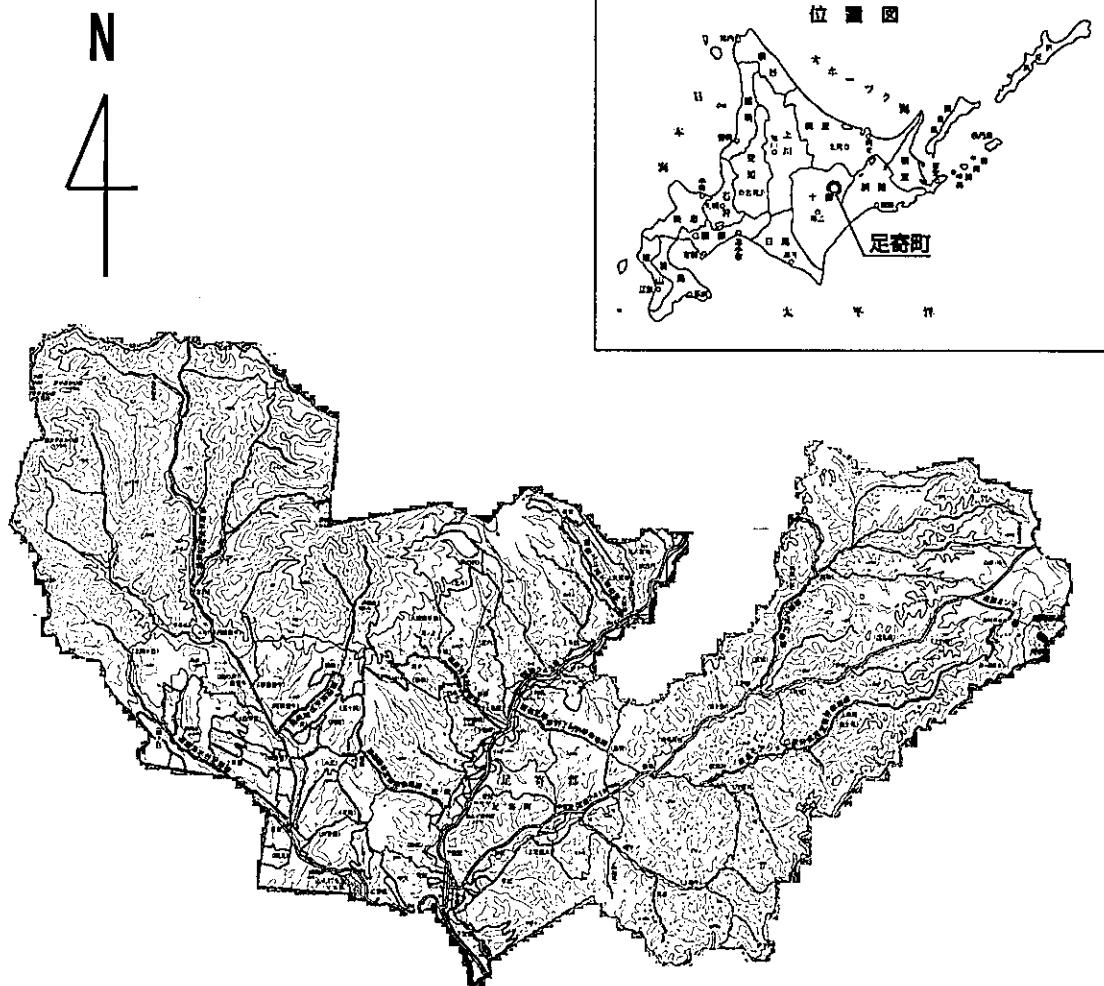
別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表 2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

別表 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

別表 4 鳥獣害防止森林区域

# 足寄町位置図



縮図 1/400,000

# I 伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、十勝の東北部に位置し、周囲は山岳に囲まれた扇状の地形で、東部には雌阿寒岳・オンネトーを中心とする阿寒摩周国立公園区域となっています。

この山岳を水源とする足寄川と、町の中心を流れる利別川の合流点に市街地が形成され、また、北西部には大雪山国立公園と接する山岳を水源とする美利別川が流れています。この3本の川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されています。

これらの河川は水量が豊富で、電源開発などに利用され地域産業の発展に重要な役割を果たしています。

本町は、140,804haの広大な行政面積を有し、うち森林面積が115,897haと総面積の82%を占める森林に恵まれた地域です。このうち国有林の面積は78,259haで本町森林面積のうち67%で、主に東北部及び北西部のほとんどの地域を占めています。民有林面積は約37,638haで、主に本町中央部に集中しています。内訳は、天然林20,559ha、人工林15,136haとなっています。特に人工林は、カラマツ(10,686ha 71%)が主体です。

本町では、この恵まれた森林資源を保続し、50年循環のシステム林業の構築に取り組んでいます。

本町のカラマツ人工林には、そのほとんどが主伐期を越えています。近年の異常気象による風倒被害や、森林所有者の高齢化・林業採算性の悪化より森林所有者の森林整備に対する意欲の減退等による植栽未済地の拡大など、資源量の減少が懸念されています。このような、たびかさなる撹乱や植栽時には想定されていなかった森林の高齢級化により、現実の資源量の把握が困難になっていることから、九州大学との連携によりカラマツの資源量調査を実施し現実に即した林業政策の展開に努めます。また、カラマツ人工林跡地への同樹種の優先的な再植林を推奨するとともに、各種補助事業を活用する等、カラマツ資源量の保続に努めています。

本町では、役場庁舎・保育所・公営住宅・小学校体育館等の公共建築物をカラマツ集成材により建設し、カラマツ材の建築材としての有効性を実証するとともに、農業用施設や一般住宅向けに「カラマツ材利用促進補助金」を制定し、地産地消・カラマツ材の利用促進を図っています。

本町では「新エネルギービジョン」、「木質バイオマス資源活用ビジョン」および「バイオマスタウン構想」を策定し、木質バイオマスエネルギー等の森林資源の有効活用を図っています。平成16年には民間主導により「とかちペレット協同組合」が発足し、芽登地区にある旧学校跡施設を活用し平成17年より木質ペレットの生産を開始しています。また、安定的な原料確保と林地残材の有効活用を目的に「足寄町民有林造林補助金」の中にⅢ～Ⅳ齢級の除伐に対し搬出補助金を制定しています。

さらに、本町及び下川町・美幌町・滝上町にて「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」を設立し、地球温暖化防止対策による地域産業振興を図るべく、各種団体企業と「森づくりパートナー協定」を締結し、J-VER制度を利用したカーボンオフセットによる森林整備に取り組んでいます。

令和3年度に「足寄町特定間伐等促進計画」を策定し、令和3年～12年の10力年間で3,555haの間伐を計画的に推進し、地球温暖化防止に向けた森林吸収源確保を図っています。

また、平成23年度に池北3町鳥獣被害対策協議会を設置し、総合的な被害対策の調査研究を行うとともに、官民一体となった被害対策の実践により農林業被害の低減を図っています。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割や自然環境の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の面向的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

### (2) 森林整備の面向的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林について、地域ごとの特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壤保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、水源涵養林においては、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」に、また保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

## 【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

### 公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地灾害防止機能／土壤保全機能	山地灾害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能  文化機能  生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。  史跡、名勝や天然記念物などと一緒にとなっていける潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。  原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。  また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一緒にあって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
	保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

## 公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壤のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

### (3) その他必要な事項

- ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齡の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るために、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。
- エ 当地域では、近年の道産木材に対する需要の高まりから、一般民有林においてカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再造林が追いつかず、伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されることから、カラマツ人工林については、計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。

資源の平準化にあたっては、市町村や森林組合、森林所有者等で組織する市町村森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となって、当地域における伐採及び造林状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

さらに、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林・林業・木材産業関係者等との合意形成を図りながら、委託による森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木の伐採については、1の2「森林整備の基本方針」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、次のとおり定めます。なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

	樹種	林齢
人 工 林	アカエゾマツ・エゾマツ	60
	トドマツ	40
工 林	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
天 然 林	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 <sup>(注)</sup>	25

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほど木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち1の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気象、地形、地質、土壤等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所あたりの伐採面積は原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

##### イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等なるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう行うこととします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造とな

るよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることを特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

### 3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行なってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

- (3) 次の地域は林地崩壊、生態系のかく乱などにつながる恐れがあり、また伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生する恐れがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

- (5) 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壤が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (6) 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

また、地域にとって重要で特色ある防風林は、耕作地の保全や農村景観・生活環境の維持のほ

か、野生生物の生息場所や移動経路としての生物多様性保全機能の役割も担っていることから、これらの多面的機能を高度発揮させるために防風林の連続性が保たれるよう配慮します。

- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

ア 1の2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により、人工造林をおこなうこととし、その対象樹種は、気象、地形、地質、土壤等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向や木材需給等にも配慮し、選定することとします。

なお、その他郷土樹種及び定めた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

#### 人工造林の対象樹種

カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、カシバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔川沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

エ カラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るために、伐採後の着実な造林を推進するとともに、カラマツの積極的な植栽及び優良な苗木の確保に努めることとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 育成単層林を導入または維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

b 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。

c 植栽時期は次のとおり春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

植栽時期	樹種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
	カラマツ、その他	～5月31日
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月下旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月下旬

※ なお、天候条件等の理由により上記期間を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な時期に実施するよう努めるものとします。

d 植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案

して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の發揮や植栽コストの低減を図ることを目的に、本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツとの交配種等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

e 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、第2(2)のアのCの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

【植栽本数】

単位 本／ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

※ なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことと努めるものとします。

#### イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

#### 【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2,000本とすると、

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、カラマツをhaあたりおむね600本以上植栽することとなります。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気象、地形、地質、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

なお、天然更新の対象樹種及び標準的な方法、伐採跡地の天然更新を実施すべき期間は、本整備計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

#### 天然更新の対象樹種

イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ  
カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、など

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の完了の判断基準

(3) で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種<sup>(注1)</sup>の稚幼樹等<sup>(注2)</sup>が、幼齢林<sup>(注3)</sup>では成立本数が立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齢林以外の森林では林地面積<sup>(注5)</sup>に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人口造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林(おむね15年生未満の林分)において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

立木度=現在の林分の本数/当該林分の林齢に相当する期待成立本数<sup>(注6)</sup>×10

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他の針葉樹)	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かきまたは植え込み等を行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

#### （3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日まで天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### （1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るために、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気象、地形、地質、土壤等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

#### （2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

（1）の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」は、カラマツを中心とした人工林資源の保続を図るために、木材等生産林として指定した森林の区域のうち人工林および水源涵養林の一部とし、別表3のとおり定めます。

また、公益的機能別施業森林における水源涵養林のうち、水資源保全ゾーンとして指定した森林については、良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採後は植栽により機能の早期回復を図るために、別表のとおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の（3）「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林經營計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によることとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によることとします。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)における「伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

## 5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(2) 伐採跡地等が放置されないようにするために、森林組合等と連携して森林經營に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、

### 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持するよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。
- なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齡）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本／ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本／ha	17	24	31	38		・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齡未満の森林における間伐間隔：7年 ・標準伐期齡以上の森林における間伐間隔：7年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本／ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本／ha	19	24	30	38		・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齡未満の森林における間伐間隔：6年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本／ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本／ha	22	30	38	48	59	・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齡未満の森林における間伐間隔：9年

※ 「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

※ 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

##### (1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

樹種	年 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		春	①	②	②	①					
カラマツ	秋			②	②	①	①				
	トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①		
アカエゾマツ	秋			②	②	①	①	①	①	①	
	春	①	②	②	①	①	①	①	①		

①：下刈り1回 ②：下刈り2回 ※カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

### (2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

### (3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うこととします。つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

樹種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		春	△								
カラマツ	秋		△								
	トドマツ	春				△					
アカエゾマツ	秋					△					
	春						△				

△：つる切り・除伐

※カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

## 3 その他必要な事項

### (1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境を形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

##### ア 区域の設定

###### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止/土壤保全機能の評価区分が高い森林について、山地災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

###### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

###### (ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一緒に優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、(ア)のうち急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林、(イ)のうち林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採より機能を発揮できなくなるおそれのある森林、(ウ)のうち特に機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。

また、一部を伐採しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。

なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成

施業を推進すべき森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとします。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の区域及び施業方法については、次のとおり定めます。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	材木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

### (2) 森林施業の方法

木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

### 3 その他必要な事項

#### (1) 水資源保全ゾーン

1の公益的機能別施業森林の区域に重複し、水源涵養林のうち属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、町が特に水質保全上重要で、伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

#### (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

「設定なし」

#### (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

「設定なし」

#### (4) 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行なうなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うこととします。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手情報の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すこととします。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的なまとまつた共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委任者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5ヵ年間）において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保及び伐採に必要な育成権が付与されるようすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

### 5 その他必要な事項

「特になし」

## **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

### **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

本町に森林を有する森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となつた森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

### **2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

民有林の担い手である森林組合を中心として、関係機関が一体となり経営の指導・施業の方法等の指導を行う一方、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に務めるとともに、啓蒙・普及活動を強化して森林施業の共同化を促進し、適正な森林施業の確保に努めることとします。

### **3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

### **4 その他必要な事項**

「特になし」

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

#### (1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として基幹路網及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

単位 路網密度：m／ha

区分	作業システム	路網 密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム <sup>(注1)</sup>	110以上	35以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地 (30°～)	架線系作業システム <sup>(注2)</sup>	20<15>以上	20<15>以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

グラップル、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3)「急傾斜地」の△書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

#### (2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】 《グラップル》	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップル (ハーベスタ・プロセッサ)
		スキッダ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップル (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 《グラップル》	ハーベスタ	グラップル (ハーベスタ)
		フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップル》	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップル (ハーベスタ・プロセッサ)
		トラクタ【全木集材】	チェーンソー	グラップル
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※（ ）は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。【 】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップル（全幹）を集材に活用している事例がある。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

### （1）路網整備等推進区域の設定

「設定なし」

## 3 作業路網の整備に関する事項

### （1）基幹路網に関する事項

#### （ア）基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け林計第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

#### （イ）基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		上斗伏	-1				
			螺湾5線沢	-1				
			給水の沢	-1				
			ペンケ斗伏	-1				
拡張	自動車道 (改良)		上斗伏	-1				局部改良 法面保全
				-1				
			小坂山	-3 -4				局部改良 法面保全
			西1線沢	-3				局部改良
			螺湾5線沢	-1				局部改良

#### （2）細部路網に関するこ

主として林業機械（2t程度の小型トラックを含む）の走行を想定し、集材等のために、より高密度な配置が必要となる道であり、作設にあたっては、経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造とすることとします。

#### （3）基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

## 4 その他必要な事項

「特になし」

## 第8 その他森林整備の方法に関する必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要です。

このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や、各種支援、助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報誌やインターネット等を活用し発信するなどUJターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつその受け皿となる林業事業体の経営体質強化を推進するものとします。

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

#### (1) 人材の育成・確保

ア 林業労働者の育成・確保のため、次のとおり対策を進めることとします。

雇用の通年化・安定化を図るため、広域就労の促進及び就労に必要な施設等の整備を図るとともに、社会保険等への加入促進、就労条件及び労働環境の整備に努め、また、林業従事者に対する技術研修等を活用して技術の向上を図り、労働者の育成に努めます。

- ① 林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上に努めることとします。
- ② 近隣市町村との連携による広域就労の促進により、雇用の通年化・安定化を図ることとします。

イ 林業後継者等の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。

当計画内の森林所有者は、農家林家所有者が大勢を占めており、農業従事者の減少に併せて林業後継者も減少の一途をたどっています。

林家の子弟が林業への関心を持ち続けて就労しうる環境づくりに努めるとともに、林業グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者の育成に努めます。

- ① 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとします。

#### (2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起しや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができることから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に勤める健全な登録林業事業体の活用に努めます。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械の促進方向

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスター、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状（参考）	将来
伐倒		チェーンソー	ハーベスター フェラーバンチャ
造材		チェーンソー	プロセッサ ハーベスター
集材		トラクタ	フォワーダ トラクタ
造林 保育 等	地拵	チェーンソー	バックホウ クラッシャー
	下刈	刈払機	刈払機
	枝打ち	鋸・ナタ	鋸・ナタ

### (3) 林業機械の促進方策

林業機械の普及にあたっては、国及び北海道の助成制度を活用し、林業機械研修会等への積極的参加を推進します。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためにには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた住民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に基いて建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体质強化を推進することとします。

### ・林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

単位:m<sup>3</sup>

施設の種類	現 状（参考）			将 来			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材・チップ工場	旭町4丁目	26,240	▲				
素材加工流通センター	芽 登	55,000	△				
木質ペレット生産施設	芽 登	700t	△				
中小径木処理施設	芽 登	77,840	▲				

## ・特用林産物等の整備計画

単位:kg

施設の種類	現 状 ( 参 考 )			将 来			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
きのこ生産施設	共栄町	58,000	△				
きのこ生産施設	下愛冠1丁目	35,000	△				
農産物処理加工施設	共栄町	240,000	△				

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

###### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林であって、別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することができることとします。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を単独または組み合わせて推進することとします。この際、地域の関係機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については適切な鳥獣害防止対策を早期に実施するよう努めることとします。

###### ア 植栽木の保護措置

忌避剤散布や侵入防止柵の設置又は改良、保護具の設置、枝条巻き等の植栽木の保護措置の実施及び現地調査等によるモニタリングの実施のほか、森林内におけるシャープシューティングやモバイルカーリング等の効率的な捕獲等を実施することとします。

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集を行うこと等により確認することとします。

食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

森林病害虫については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病害虫のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病害虫の被害の早期発見に努めるとともに、本町と十勝総合振興局等の指導機関及び林業関係者等と連携し、早期防除に努めることとします。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

#### (1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向等も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝を設置等の対策を実施することとします。

#### (2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

#### (3) 森林の保護に当たっては、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生生物の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、足寄町森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れ地拵は、「足寄町火入れに関する条例」を遵守し適切に実施することとします。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林 「該当なし」

#### (2) その他

気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

「該当なし」

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、足寄町森林整備計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業または経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病害虫の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

地 区 名	林 班	面積 (ha)
東 部	215~241、268~270、272~313	7,450.85
西 部	1~83、85~97	8,872.35
南 部	98~105、242~267、271、314~338	5,348.56
北 部	106~193、195~214、339~340	12,541.45

### 2 生活環境の整備に関する事項

生活環境保全林（里見が丘公園内）は、地域や都市住民とのふれあいや憩いの場として定着しており、今後もミズナラ等を主とした広葉樹の保育管理とあわせて、遊歩道・東屋等の施設の維持管理を行っていきます。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町及び下川町・美幌町・滝上町にて組織する「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」では、地球温暖化防止対策による地域産業振興を図るべく、各種団体企業と「森づくりパートナー協定」を締結し、環境省のオフセット・クレジット（J-VER）制度に基づき、間伐による温室効果ガス吸収量強化と、木質ペレット使用による温室効果ガス排出削減によるカーボンオフセット事業を推進しています。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

「該当なし」

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

本町の緑化運動を推進することを目的に、町内12団体で組織している「足寄町緑のまちづくり協議会」で住民参加による植樹及び育樹等の事業を推進しています。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

「該当なし」

(3) その他

「特になし」

## 6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い法令等に基づく施業方法で行うよう留意します。

### ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 伐採種

主伐における伐採方法（伐採種）次のa～cの3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

- a 禁 伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。
- b 択 伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ha未満であるもの。
- c 皆 伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

(イ) 伐期齢

足寄町森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

(ウ) 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

- a 期 間：特例の期間は指定後10年以内とされています。
- b 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、足寄町森林整備計画で定める標準伐期齢に達しないなくても主伐に係る伐採をすることができます。
- c 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採することができます。

(エ) 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所でなければ間伐に係る伐採をすることはできません。

## イ 立木の伐採の限度

### (ア) 皆伐面積の限度

- a 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。
- b 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。
- c 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20haを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。
- d 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

### (イ) 択伐材積の限度

- a 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率<sup>(注)</sup>を乗じた材積としています。

(注) 択伐率=（森林の立木材積-前回の択伐後の森林の立木材積）/森林の立木材積

（上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）

なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします（ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。）。

- b 保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

### (ウ) 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

## ウ 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種のについて次のように定めています。

### (ア) 植栽の方法

- a 次の(ウ)に記した指定樹種の満一年以上の苗を、(ウ)に記した本数以上均等に分配するように植栽しなければなりません。
- b 択伐指定の箇所については、上記aに関わらず、aの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

### (イ) 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年内に植栽しなければなりません。

### (ウ) 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定おり、その樹種ごとの1ha当たりの植栽本数を定めています。

## エ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表1により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園にあっては、自然公園法第20条又は第21条の規

定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木抾伐法を行うことができます。 (2) 単木抾伐法は、次の規定により行います。 ① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 ② 択伐率は蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、抾伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木抾伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。 ① 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より保残木が多い場合で車道、歩道、集団施設地区、単独施設地区等の主要公園利用地点が望見されない場合、伐区の面積を拡大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においては、伐区は努めて分散させなければなりません。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限は受けないこととします。

#### オ その他の制限林

他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表2 他の制限林における伐採方法】

区分	制限内容
その他制限林	(1) 原則抾伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては抾伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則抾伐とし、皆伐を行なう場合は伐採面積が1ha未満とします。 (4) 史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。

**(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項**

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

**(4) 町有林の整備に関する事項**

足寄町有林は 9,271ha を有しています。このうち森林経営面積は、補助造林 4,892ha、水源林造林 3,882ha のほか共同牧野および部分林貸付地 497ha を有しており、森林の区分に応じたより一層の機能向上を図ると共に、人工林の主な樹種であるカラマツの資源量の保続・平準化に努めます。

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

## 【一般民有林】

## 1 共通のゾーニング

区分	森 林 の 区 域	
	林 班	小 班
水源涵養林	1	1~6、8、10~13、76
	2	2~4、7、12、14、18、20、23~25、28、29
	3	11、12、14
	4	6、10、15、16、32、37~39
	10	13
	12	全域
	14	4、30、33、40
	16	10~12
	22	78
	23	1~7、10~13、15、18、21、25、27、28、34、35、37、38、40~42、44~46
	24	1、4~7、9、13~20、22、23、29~32、36、37、47~51、53、54、60~71、73、76、80~85
	28	1、2、4
	40	全域
	41	全域
	42	全域
	45	全域
	46	7、18、36
	49	32、36、46、47
	50	全域
	52	10、79
	53	1、6、7、9~11、13~16、19~23、25~31、33、37、41、46、49、52~58、60、61、66~68、70、71、74、78~80、82、90、91
	56	全域
	57	全域
	61	3、5、7、10、11、14、19~23、26、32、33、35~44、47~51、53、58、59、62
	66	2、4、6~10、12~17、19、20、22~24、27~29、36~38、41、43~46
	67	全域
	75	全域
	76	全域
	77	全域
	78	全域
	83	1~3、5~10、15、16、20~25、27、30~35、37、38、43、51、57~63
	85	3、9、17
	86	18、20
	88	1、3~13
	92	全域
	93	1~19、22、24
	94	4、9、36、37、51~55
	95	5~7、12、21
	96	全域
	97	全域
	98	1~11、13~56、58、60~64、66、67、69~72、74~76、79、80、87、88、90、91、93~100、108~116
	99	全域
	102	146、159
	107	全域
	108	全域
	109	全域

水源涵養林	111	1~7、9~13、15、17、19、21~23、26~28、30、32~45、47~58、60~66
	112	1~36、39~41、43~51、53、54、58、59、61~63、67、68、70~78、82、83、86~95、97~99、101~105、116~131、133、135、137、138、142、143、145~147
	113	全域
	114	全域
	115	全域
	116	48、49、52、59、60
	117	6、9、14、25~27、40、41、43~45、50~54、58
	121	全域
	122	全域
	123	1~3
	124	4、14、15、21、63、76、85、90
	126	全域
	127	全域
	128	全域
	129	14
	130	全域
	131	全域
	132	全域
	133	全域
	134	全域
	135	全域
	136	全域
	137	全域
	138	全域
	139	全域
	140	全域
	141	全域
	142	全域
	143	全域
	144	全域
	146	全域
	147	全域
	148	全域
	149	全域
	150	全域
	151	全域
	152	全域
	153	全域
	154	全域
	155	全域
	156	全域
	157	全域
	158	全域
	159	全域
	160	全域
	161	全域
	162	全域
	163	全域
	164	全域
	165	全域
	166	31、43、44、56~59、61~72
	167	6、11、16、23、24、26~34、47~59、61、63~74
	168	全域
	169	全域
	170	全域
	171	全域

水源涵養林	172	全域
	173	全域
	174	全域
	175	全域
	176	全域
	177	全域
	178	全域
	179	全域
	180	全域
	181	全域
	182	全域
	183	全域
	184	全域
	185	全域
	186	全域
	187	全域
	188	全域
	189	全域
	190	全域
	191	全域
	192	全域
	193	全域
	194	全域
	195	全域
	196	全域
	197	全域
	198	全域
	199	1~10、17~20
	200	1、4、25、72、111、112、120
	201	84
	202	57、83、85~100、119~134
	204	全域
	207	全域
	208	全域
	209	全域
	210	1~6、10
	211	1、5、7、12
	216	1、11~13、19
	224	全域
	225	全域
	226	全域
	227	全域
	228	2~17
	230	3、4、6、8~11、17、19~21、23、24、28、31、33
	231	1、5、6、8~16、18、20~23、28、40~42、44、47
	232	1~7、14
	237	7、8、11、12、14、15
	238	全域
	239	6~8、16~26
	240	7、11、12、28
	241	全域
	242	全域
	251	78、79、81
	253	2~4
	254	1~3
	255	2~8、13
	256	4、13、16、17、
	257	全域
	258	1、4
	278	全域
	286	12、49
	288	1
	289	2、13、14、44、46、49、52、53
	292	2、3
	293	3、4

水源涵養林	294	3
	295	1
	298	4、64、188、189
	312	5、15
	316	1
	318	全域
	326	全域
	327	全域
	328	1~4、15
	329	1~3
	331	1~9、11~13、18、20~22、26、27、30、31、37、39~43、45~51、61、68、75
	339	全域
	340	全域
	401	全域
	402	全域
	403	1
	404	全域
	405	全域
	406	全域
	407	全域
	408	全域
	409	全域
	410	全域
	411	全域
	412	全域
	413	全域
	414	全域
	415	全域
	416	全域
	417	全域
	418	全域
	419	1
	420	全域
	421	全域
	422	全域
	423	全域
	424	全域
	425	全域
	426	全域
	427	全域
	428	全域
	429	全域
	430	全域
面積合計	18, 598. 54 ha	
山地災害防 止林	1	7
	2	1、5、6、8、9、11、13、19、21、22、26、27、30~33
	3	1、13、15~18
	4	7~9
	28	3
	52	25
	53	62~64、83~89
	54	5、52
	61	1、4、6、29~31、34、54~57、60、61
	81	65、66、78、79
	85	1、2、4、5、10、15、16
	86	1~3、6、11
	88	2
	93	23
	94	2、7、8、11~17、20~28、33~35、39、41~49

山地災害防 止林	95	1、2、3、4、8、9、11、13~19
	98	12、117、132
	102	145、147、170、231~233
	112	80、107~109、139~141、144
	187	25、30、35
	199	13、15、16
	201	11~14、26~29、35~37、39~41、51、59、62、73、74、76~81、85
	205	81、82、89
	206	55
	228	1
	229	11
	234	17、22
	251	2、3、39、40、42、43、45、46、53~56、60、68、70~73
	252	43~46、63、78~82、94、110、138~143
	254	11
	255	1、9~12
	256	1~3、5~12、14、15、18
	258	3、8、14~16
	281	2、3
	283	73、75
	298	36~38
	299	3、12、15、17
	304	130、131、134、135
	305	1、51~55
	306	20
	307	1~6、9、10、17、18
	308	3、18、19、29、36、47、49、72、76~80
	309	1、10~13、18、21、27、28
	310	5、8、11、136
	311	103、137
	331	17、19、23、25、38、53~56、64、72、73
	面積合計	825.10ha
生活環境保 全林	29	15、18、77、81
	81	20、22~25、28~30、33、34、38~48、51、53、61、64、74、76、81、82、104、105
	94	1、3、5、10、19、31、32、38、40、50、56~64
	200	2、3、5、9、10、40、48、62、63、65、71、75、77、78、93、97、99~101、106、107、110、113、114、116~118、126
	203	1、2、5、11、16、17、23、24、45、46、58、59
	面積合計	69.97ha
	291	51、55~60、89、90、113~117、129
保健・文化 機能等維持 林	面積合計	35.50ha
木材等生産 林	2	15~17
	3	2~10、19~22
	4	1~5、11、13、14、17~31、33~36
	5	全域
	6	全域
	7	全域
	8	全域
	9	全域

木材等生産 林	10	3、4、7~9、11、15~22、24~28、30~35、38、 41~51、53~71、73~75、78~83
	11	全域
	13	全域
	14	1~3、5~17、19、21~29、31、32、34~37、39、 41、42、45、46、48~51、54~58
	15	全域
	16	1~7、17、26、27、35~37、40~45、47、58、 60、63、75、77、78、80、81、86、87、97、 100、101、106、107、109、111~113、116、 117
	17	全域
	18	全域
	19	全域
	20	全域
	21	全域
	22	1~3、6~9、13~17、20、24~28、38~50、55、 79
	23	36
	24	24~28、34、35、38~40、42~44
	25	全域
	26	全域
	27	全域
	29	1~13、16、17、20、23~27、31、34、37、38、 42~45、48、50、52、56、57、60、65、66、 68~75、78、80、82、85、88、89、91、93~99
	30	全域
	31	全域
	32	全域
	33	全域
	34	全域
	35	全域
	36	全域
	37	全域
	38	全域
	39	全域
	43	全域
	44	全域
	46	1、5、6、8~10、12、14~17、22、26、31、 33~35、37
	47	全域
	48	全域
	49	1、3、5、6、8、9、12、15、20、25~27、29、33、 34、49、57~60
	51	全域
	52	1、2、5~8、13~16、19、20、28、31、33、36、 37、39、40、43、45、46、48~54、56、57、59、 64、66~68、70~73、75~78
	54	1~4、6、7、9、12~15、17~19、21、23~28、 30~36、38~43、45~51、53
	55	全域
	58	全域
	59	全域
	60	全域
	62	全域
	63	全域

木材等生産 林	6 4	全域
	6 5	全域
	6 6	4 7
	6 8	全域
	6 9	全域
	7 0	全域
	7 1	全域
	7 2	全域
	7 3	全域
	7 4	全域
	7 9	全域
	8 0	全域
	8 1	1、2、5、7、8、10、12、14~19、21、26、31、 37、49、60、62、68、70~73、80、 83~86、88~92、94、96~98、100、103、106
	8 2	全域
	8 5	6、11~14
	8 6	4、5、7~10、12~17、19
	8 7	全域
	8 9	全域
	9 0	全域
	9 1	1
	9 4	18、30、44
	9 5	20
	1 0 0	全域
	1 0 1	全域
	1 0 2	1~12、14~27、29、30、32~37、39、40、42、 44、46、47、50~67、69、72~76、78~95、 97~104、106~110、116、118、119、 121~124、126、131~136、141、142、 144、148~154、156~158、161、164、167、 168、171~173、177、179~181、186、 192~196、199、201~203、205~208、212、 213、215、218、223、224、228、234~236
	1 0 3	全域
	1 0 4	全域
	1 0 5	全域
	1 0 6	全域
	1 1 0	全域
	1 1 2	42、55、57、69、81
	1 1 6	1~6、8、9、12~19、22~28、30、40、42、44、 45、50、51、53、54、56~58
	1 1 7	1~5、7、8、10~13、15、17、20、24、28~31、 34、35、37、39、47、49、55~57、59、60
	1 1 8	全域
	1 1 9	全域
	1 2 0	全域
	1 2 4	1~3、5~13、16~20、24、25、27~30、32、 34~39、42~45、48、49、51~55、58~61、64、 68、72、73、87、91、93~95、97、98、 100~103、108、109、112、114、115、122、 123
	1 2 5	全域
	1 2 9	1、2、5~7、9~13、15~25

木材等生産 林	166	3、4、6、7、9、10、12、14、15、17、18、 21~23、25、27~30、34~36、46、47、49~54、 73、74
	167	1~5、7~10、12~15、17~22、25、35~46、60
186	全域	
187	1、3、4、6~10、12~24、26~29、31、36~39、 41~60、63~65	
199	11、14	
200	6~8、11~24、26~39、41~47、49~61、64、 66~70、73、74、76、79~92、94~96、98、 102~105、108、109、115、121~125	
201	1~10、15~22、24、25、30~32、34、43、44、 46~49、53~58、60、63、64、67~71、75、86、 89~91	
202	1~16、18~42、44~56、59~61、63、64、 66~75、77~81、84、102、104~113、 115~118	
203	3、4、6~10、12~15、18~20、22、25~32、 35~37、40~44、47~49、51~57、60、65~68、 70~73、75~82、85、87~95、97~99、 101~104、106~113	
205	1、2、4~12、14~18、20~30、33~36、38~44、 49~55、57~68、77、80、85、86、88、92、97、 99~103、105~109、111~115、117~119	
206	1、2、4、5、8~11、14、15、17、19~21、 23~37、40、43~45、47~50、56、57、59~65	
210	7~9、11~14、18、19	
211	8~11、13	
212	全域	
213	全域	
214	全域	
215	全域	
216	2、3、5、10、14、16、20~24	
217	全域	
218	全域	
219	全域	
220	全域	
221	全域	
222	全域	
223	全域	
229	1、2、4~10、12	
230	2、5、26、27、29、30	
231	2~4、7、17、19、29、30、45、50~52	
232	9~13	
233	全域	
234	1~16、18~21、23~38	
235	全域	
236	全域	
237	1、2、6、9、10	
239	1~5、9~15	
240	1~6、8~10、13~23、30~33	
243	全域	
244	全域	
245	全域	
246	全域	
247	全域	

木材等生産 林	248	全域
	249	全域
250	全域	
251	1、4~38、41、47~50、52、58、59、61~67、 69、74~77、80	
252	2~6、8~14、16、18~29、31~40、42、47、 49~62、64、66~74、76、77、83~86、88、 90~92、95~99、101~108、111~113、117、 120~137、144	
253	1、6~8	
254	5~10	
258	2、6、7、9~12、17、18、20	
259	全域	
260	全域	
261	全域	
262	全域	
263	全域	
264	全域	
265	全域	
266	全域	
267	全域	
268	全域	
269	全域	
270	全域	
271	全域	
272	全域	
273	全域	
274	全域	
275	全域	
276	全域	
277	全域	
279	全域	
280	全域	
281	1、4~7、9~20	
282	全域	
283	1~6、8~17、19、25~28、31、33、35~51、 54~58、60、61、63、64、74、84、86~88	
284	全域	
285	全域	
286	1~11、13、14、17~28、32~37、42~45、48、 50、51、54~61	
287	全域	
289	1、3~12、16~22、24~29、31~36、40、42、 43、47、50、51、54~56、58~67	
290	全域	
291	1~35、37~50、61~68、71~76、78~88、 91~105、107~112、118~128、130	
292	1、4	
293	2、5~9	
294	4、5	
296	全域	
297	全域	
298	1~3、5~32、35、39~55、57、59~63、65~67、 69~80、181~187	
299	1、2、4~11、13、16、19	
300	全域	

木材等生産 林	301	全域
	302	全域
	303	全域
304		1~4、11~14、16~24、27~30、32~36、 38~51、53~61、63~76、78~103、105、106、 108、110、111、114~118、120~123、 125~129、132、136、137、140
305		2、4~30、32、34~50、56~59
306		1~10、12~19、21~32
307		7、8、11~16、19、20、22~26、28、29
308		1、2、4~16、20、21、23~28、30~35、37~46、 48、50~59、61~71、73~75、81
309		6、7、14~17、19、20、22、24~26、29~32
310		1~4、6、7、9、10、12~20、137、138
311		1~52、54~68、70~80、82~91、93~102、 104~107、109~114、116~118、121~128、 130~133、136、138
312		1~4、6~10、12~14、16~19、28、30~32、34、 35、39~42、44、47~54、64、69、71~74
313		全域
314		全域
316		2~4
317		全域
319		全域
322		全域
323		全域
324		全域
325		1
328		7、16、24
329		4、6、11、12、13
330		全域
332		全域
333		全域
334		全域
335		全域
336		全域
337		全域
338		全域
	面積合計	18, 126. 42 ha

2 上乗せのゾーニング

区 分	森 林 の 区 域	
	林 班	小 班
水資源保全ゾーン	9 6	2
	9 7	1 ~ 3
	面積合計	1 7 7. 1 1 ha
生物多様性ゾーン		
水辺林タイプ		設定なし
保護地域タイプ		設定なし
特に効率的な施業が可能な森林	2 5 1	6 3、6 5 ~ 6 6、8 0
	面積合計	1 3. 5 2 ha

【道有林】

該当なし

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

【一般民有林】

区分	施業の方法	森 林 の 区 域		森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)
		林 班	小 班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	1~6、8、10~13、76	主伐林齢:標準伐期齢+10年以下 皆伐面積:20ha以下
		2	2~4、7、12、14、18、20、23~25、28、29	
		3	11、12、14	
		4	6、10、15、16、32、37~39	
		10	13	
		12	全域	
		14	4、30、33、40	
		16	10~12	
		23	全域	
		24	1、4、15~19、27~32、34~40、42~44、47~51、53、54、60~71、73、76、83~85	
		28	1、2、4	
		40	全域	
		41	全域	
		42	全域	
		45	全域	
		46	7、18、36	
		49	32、36、46、47	
		50	全域	
		52	10、79	
		53	1、6、7、9~11、13~16、19~23、25~31、33、37、41、46、49、52~58、60、61、66~68、70、71、74、78~80、82、90、91	
		56	全域	
		57	全域	
		61	3、5、7、10、11、14、19~23、26、32、33、35~44、47~51、53、58、59、62	
		66	2、4、6~10、12~17、19、20、22~24、27~29、36~38、41、43~46	
		67	全域	
		75	1、8、12~16	
		76	12	
		77	1~15、19~21、23、25~30、37~39	
		78	2、11、16~20、24、25	
		83	1~3、5~10、15、16、20~25、27、30~35、37、38、43、51、57、60、62、63	

水源の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林	伐期の延長を推進 すべき森林	8 6	1 8、 2 0	主伐林齢：標準伐期 齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		8 8	1、 3、 4、 6、 9~13	
		9 2	全域	
		9 3	1~22、 24	
		9 4	4、 9、 36、 37、 51~55	
		9 5	1、 2、 5~7、 12、 21	
		9 6	1、 3	
		9 7	4	
		9 8	1~11、 13~56、 58、 60~64、 66、 67、 69~72、 74~76、 79、 80、 87、 88、 90、 91、 93~100、 108~116	
		9 9	全域	
		1 0 2	146、 159	
		1 0 7	全域	
		1 0 8	全域	
		1 0 9	全域	
		1 1 1	1~7、 9~13、 15、 17、 19、 21~23、 26~28、 30、 32~45、 47~49、 51~58、 60~66	
		1 1 2	1~36、 39~41、 43~51、 53、 54、 58、 59、 61~63、 67、 68、 70~78、 82、 83、 86~95、 97~99、 101、 102、 105、 116~131、 133、 135、 138、 142、 143、 145~147	
		1 1 3	1~6、 8~25、 27~43、 48~50	
		1 1 4	1~18、 21、 22、 24、 26、 38~43、 45~50	
		1 1 5	全域	
		1 1 6	48、 49、 52、 59、 60	
		1 1 7	6、 9、 14、 25~27、 40、 41、 43~45、 50~54、 58	
		1 2 1	全域	
		1 2 2	全域	
		1 2 3	1	
		1 2 4	14、 63、 76、 85	
		1 2 6	全域	
		1 2 7	全域	
		1 2 8	全域	
		1 2 9	14	
		1 3 0	全域	
		1 3 1	全域	
		1 3 2	全域	
		1 3 3	全域	
		1 3 4	全域	
		1 3 5	全域	
		1 3 6	全域	
		1 3 7	2~8、 10	
		1 3 8	1~8、 11	
		1 3 9	全域	
		1 4 0	全域	
		1 4 1	全域	

水源の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林	伐期の延長を推進 すべき森林	1 4 2	全域	主伐林齢：標準伐期 齢+10年以上 皆伐面積：20ha 以 下
		1 4 3	全域	
		1 4 4	全域	
		1 4 6	全域	
		1 4 7	全域	
		1 4 8	1~3、7~9、12~13、 16~22、24	
		1 4 9	全域	
		1 5 0	全域	
		1 5 1	全域	
		1 5 2	全域	
		1 5 3	全域	
		1 5 4	全域	
		1 5 5	全域	
		1 5 6	全域	
		1 5 7	全域	
		1 5 8	全域	
		1 5 9	1、4~9、11、14、15	
		1 6 0	1、3~9、13~16、 18~25	
		1 6 1	1、2、4、7~9、11、14	
		1 6 2	全域	
		1 6 3	全域	
		1 6 4	全域	
		1 6 5	全域	
		1 6 6	31、43、44、56~59、 61~72	
		1 6 7	6、11、23、24、 26~34、47~59、61、 63~74	
		1 6 8	全域	
		1 6 9	全域	
		1 7 0	全域	
		1 7 1	1~5、7~23	
		1 7 2	全域	
		1 7 3	全域	
		1 7 4	全域	
		1 7 5	全域	
		1 7 6	全域	
		1 7 7	全域	
		1 7 8	全域	
		1 7 9	全域	
		1 8 0	全域	
		1 8 1	全域	
		1 8 2	1~4、7~16	
		1 8 3	全域	
		1 8 4	全域	
		1 8 5	全域	
		1 8 8	全域	
		1 8 9	全域	
		1 9 0	全域	
		1 9 1	全域	
		1 9 2	全域	
		1 9 3	1、2、4~16	
		1 9 5	全域	
		1 9 6	全域	
		1 9 7	全域	
		1 9 8	全域	
		1 9 9	1、2、4~10、17~20	
		2 0 0	1、4、25、72、111、 112、120	

水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	202	57、83、85~100、 119~134	主伐林齢：標準伐期 齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		204	全域	
		207	全域	
		208	全域	
		209	全域	
		210	1~6、10	
		211	1、5、7、12	
		216	1、11~13、19	
		224	全域	
		225	全域	
		226	全域	
		227	全域	
		228	2~17	
		230	3、4、6、8~11、17、 19~21、23、24、28、 31、33	
		231	1、5、6、8~16、18、 20~23、28、40~42、 44、47	
		232	1~7、14	
		237	7、8、11、12、14、15	
		238	全域	
		239	6~8、16~26	
		240	7、11、12、28	
		241	全域	
		242	全域	
		251	78、79、81	
		253	2~4	
		254	1、3	
		255	2~8、13	
		256	4、13、16、17、	
		257	全域	
		258	1、4	
		278	全域	
		286	12、49	
		288	1	
		289	2、14、46	
		292	2、3	
		293	3、4	
		294	3	
		295	1	
		298	4、64、188、189	
		316	1	
		318	全域	
		326	1~3、5~7、12	
		327	1~4	
		328	1~4、15	
		329	1~3	
		331	1~9、11~13、18、 20~22、24、26、27、 30、31、37、39~43、 45~51、61、68、75	
		339	全域	
		340	全域	
		401	全域	
		402	1、4、5、8~13	
		403	1	

水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	4 0 4	1～5、7～11	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		4 0 5	全域	
		4 0 6	1～4、6、7	
		4 0 7	1～32、34～37	
		4 0 8	全域	
		4 0 9	1、2、4～12、14、15	
		4 1 0	1～19、21～55	
		4 1 1	全域	
		4 1 2	全域	
		4 1 3	1～6、8～55	
		4 1 4	1～23、25～46	
		4 1 5	1、2、4～8、10～56、 58～7173、74	
		4 1 6	1～17、19～50	
		4 1 7	1～3、5～7	
		4 1 8	全域	
		4 1 9	1	
		4 2 0	全域	
		4 2 1	1～16、18	
		4 2 2	3～11	
		4 2 3	全域	
		4 2 4	全域	
		4 2 5	全域	
		4 2 6	全域	
		4 2 7	全域	
		4 2 8	全域	
		4 2 9	全域	
		4 3 0	全域	
面積合計		1 7 , 8 5 5 . 3 4 h a		
伐採面積の規模の縮小を行なうべき森林（注2）		9 6	2	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下
		9 7	1、2、3	
		面積合計	1 7 7 . 1 1 h a	
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	9 6	2	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		9 7	1、2、3	
		面積合計	1 7 7 . 1 1 h a	
		2	1、5、6、8、9、11、13、 19、21、22、26、27、 30～33	
		3	1、13、15～18	
		2 8	3	
		8 1	7 9	
		8 5	1、2、4、5、10、15、16	
		8 6	1、2、6、11	
		8 8	2	
		9 5	3、4、8、9、11、13、18	
		9 8	12	
		1 1 2	8 0、1 0 7 ～ 1 0 9、1 3 9、 1 4 0、1 4 1	
		2 0 1	2 9、6 2	
		2 2 8	1	
		2 5 2	1 4 2	
		2 5 4	1 1	
		2 5 6	1 1、1 4、1 8	
		2 5 8	8	
		2 9 8	3 6 ～ 3 8	
		3 0 8	4 7、4 9、7 6 ～ 8 0	
		3 1 1	1 0 3、1 3 7	
		3 3 1	6 4	
		面積合計	3 5 3 . 8 5 h a	

森林の有する土地 に関する災害の防 止機能、土壤の保 全の機能、快適な 環境の形成の機能 または保健機能の 維持増進を図るた めの森林施業を推 進すべき森林	複層林施業を推 進すべき森林		
	複層林施業を推 進すべき森 林(択伐による ものを除く)	該当なし	主伐林齢: 標準伐期 齢以上 伐採率: 70%以下 その他: 標準伐期齢 時の立木材積の 1/2 以上を維持する
	面積合計		
択伐による複 層林施業を推 進すべき森林	1	7	主伐林齢: 標準伐期 齢以上 伐採率: 30%以下又 は 40%以下 その他: 標準伐期齢 時の立木材積の 7/10 以上を維持す る
	4	7 ~ 9	
	5 2	2 5	
	5 3	6 2 ~ 6 4、 8 3 ~ 8 9	
	5 4	5、 5 2	
	6 1	1、 4、 6、 2 9 ~ 3 1、 3 4、 5 4 ~ 5 7、 6 0、 6 1	
	8 1	6 5、 6 6、 7 8	
	9 3	2 3	
	9 4	2、 7、 8、 1 1 ~ 1 7、 2 0 ~ 2 8、 3 3 ~ 3 5、 3 9、 4 1 ~ 4 3、 4 5 ~ 4 9	
	9 5	1 4 ~ 1 7、 1 9	
	9 8	1 1 7、 1 3 2	
	1 0 2	1 4 5、 1 4 7、 1 7 0、 2 3 1 ~ 2 3 3	
	1 1 2	1 4 4	
	1 8 7	2 5、 3 0、 3 5	
	1 9 9	1 3、 1 5、 1 6	
	2 0 1	1 1 ~ 1 4、 2 6 ~ 2 8、 3 5 ~ 3 7、 3 9 ~ 4 1、 5 1、 5 9、 7 3、 7 4、 7 6 ~ 8 1、 8 5	
	2 0 5	8 1、 8 2、 8 9	
	2 0 6	5 5	
	2 2 9	1 1	
	2 3 4	1 7、 2 2	
	2 5 1	2、 3、 3 9、 4 0、 4 2、 4 3、 4 5、 4 6、 5 3 ~ 5 6、 6 0、 6 8、 7 0 ~ 7 3	
	2 5 2	4 3 ~ 4 6、 6 3、 7 8 ~ 8 2、 9 4、 1 1 0、 1 3 8 ~ 1 4 1、 1 4 3	
	2 5 5	1、 9 ~ 1 2	
	2 5 6	1 ~ 3、 5 ~ 1 0、 1 2、 1 5	
	2 5 8	3、 1 4 ~ 1 6	
	2 8 1	2、 3	
	2 8 3	7 3、 7 5	
	2 9 9	3、 1 2、 1 5、 1 7	
	3 0 4	1 3 0、 1 3 1、 1 3 4、 1 3 5	
	3 0 5	5 1 ~ 5 5	
	3 0 6	2 0	
	3 0 7	1 ~ 6、 9、 1 0、 1 7、 1 8	
	3 0 8	3、 1 8、 1 9、 2 9、 3 6、 7 2	
	3 0 9	1、 1 0 ~ 1 3、 1 8、 2 1、 2 7、 2 8	
	3 1 0	5、 8、 1 1、 1 3 6	
	3 3 1	1 7、 1 9、 2 3、 2 5、 3 8、 5 3 ~ 5 6、 7 2、 7 3	
	面積合計	4 3 1. 9 7 h a	

## 【道有林】

### 該当なし

(注1) 森林經營計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林經營計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林經營計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	アカエゾマツ・エゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

林班	森 林 の 区 域
	小 班
2	1、5、6、8、9、13、21、22、26、27、30~33
3	1、2、7、10、13、15~20、22
4	1~4、11、22~24、26、28、29、33、36
5	3、6、8、9、14、17、21、22、25、32、33
6	1、7、10、15、27、39、41、43、45、50、53
7	2、4、9、24、30、31、53~55
8	52
9	2、5、7、9、13~15、17、45、74、75、80、83、86
10	3、7、8、9、18、20、21、28、30、32~35、41、42、44、45、47~51、55~60、62~67、78、81~83
11	4、5、8、13、29~34
13	9、13、17、28、30、33、39、40、42
14	3、8~13、17、21、32、36、37、39、42、48~51、57、58
15	3、8
16	2、3、5、36、41、58、60、63、75、77、81、116、117
17	5、9、12、17、19、22、26、27
18	1、2、8、9、23、28、30、36、41、43~47、51、66、69~71、75、76、79、81、83、87、91、92、95、96~98
19	6、20、22、28、33、35、40~43、50、52、60、61、63、80、86、89、90、91
20	1、5、7、10、12、26~33、40~47、50~52、54、57~60、62、65~67、70、74、76、79~81、96、97、99、100~102、106、107、112~114、135、140、144~146
21	1、3、6、12、13、15~17、22~24、30、40、45、51、53、60~62、64、70、73、75、78、79、87、94~98、101、105、120、123~126、129~132、135、140、151、154、155、174、190、194、198
22	3、26、39、46、47、55
23	5、35、36
24	34、35
25	2、3、18、19、29、31、34~36、46、47、50、57、64、73、77~81、85、86
26	17、19、29、37、38、40、42、45、48~52、54、64、65、67
27	11、13、24、26~30、32、36、38、39、41、56、64、65、77、83
29	3、4、12、42、43、48、50、52、56、57、60、66、70、82、85、97~99
30	1、4、5、12、14、16、17、20、32、33、61、71、77、79~81、83、89、106
31	2~4、9、10、15、19、20、22、27、34、45、54、58~69
32	4、7、14、15、21、23、26、28、30、31、35、36
33	2、9、12、15、17、20~22、24~26、40~43、45、46、48、49、51、54~60、63、64、72、73、75、78、80、82、87~89、91、100、102、112~114
34	7、8、25、28、31、33、38、40~42、44~46、48、54
35	2、4、5、8、9、11、22、25、26、29、36、38~43、46~49、54、55、58、59
36	8、12、14、18、23、24、26~32、35、40、42、46、48、49、51、53、54、59~61、78~81、83、86、91、105、106、110、113~117
37	6、8、10、12、33、34、37~40
38	10、14、22、31、32
39	3、7、9、21、22、24
43	2、6、25
44	1~3、13、14、20、32、40、41
46	1、5、6、22、26、37
47	1、4、6~9、12、13、16~18、23、25、33、38、39、46、47、53、54、57、58、63、78、80、100~102、104、105

48	3、4、8、9、13、28
49	1、25、26、58~60
51	4、37、38
52	7、19、33、36、45、49、51、75、77
53	1、9、25、49、58
54	2、3、6、9、30、31、33~36、46
55	11、16、25、27、30、31
56	35、38
58	6、38
59	16、21~23、25、32、33、36
60	7、10、13~15、32、40、41、48、53~55、57、58、63~65、67~69
62	12、14~16、22
63	2~6、12、15、17、22、23、28、31、32、43、45、53、62、63、68、71、77、79
64	1、9~11、15、17、23、28、31~35、39、40、43~45、52
65	1、5、9、11、15、16、19
67	26、75
68	3、5~7、9、10、14、26、27
69	5~7、11
70	1、2、5、7~10、12、15、16、19~21、24、28、29、35、54、55
71	1、2、5、6、9、11、13、14、16、17、26、28、38、40、41、46、52~56
72	7
73	3、5、8、14、16~24
74	3、5、10~12、18~29、31~38、40~43、50~52
77	15
79	14
80	3、10、11、20、26、34、36、49、50、52~59
81	14、16、19、26、37、49、68、73、94、103
82	1、2、18、19、30、31
83	2
87	6~8、24~26
90	10、12
94	18
98	33、58、69
99	28、54
100	1、4、9、13、16、21、22
101	1~3、6、9、11、13、19、20、24~36、38
102	2~9、11、14、16~25、30、33~37、50、51、53、54、56~59、62~67、69、72~76、78、79、81、82、84、85、87~89、91、92、94、98、100~102、104、106、108~110、116、119、123、124、126、131、136、141、142、144、148、149、153、154、156~158、168、172、177、179~181、192~195、199、202、203、207、212、213、215、218、223、224、228、234~236
103	5、9、14、15、18、19、29、34~37、40~47、53、54、56、57、59、62~64、66、67、71、78、83、88、95、104、106、107、109~112、114~117、121~123
104	2~4、9、11、12、14~17、21、22、27、30、31、34~36、40~43、50~56、59、63~67、73、76、80、82~87、89~93、96~99、103~123、125、126、128~135、137、141、142、146~148、150、168、175、176、178、180、189、190~200、202、204~206、208、211~215、219、220、222、223
105	1、3~7、9~13、15、17~20、24、25、28、30~33、37、38、42、47、64、71、72、77、80、83、85、86、88~91、93~97、101、103、104、106、108~111、114、115、117~120、132、135~141、143、144、146、156、157、164、167、172、175、177、182、183、186、189~191、193、204、205、208、210~218

106	8、10、18~25、37、40、46、47、53、54、57、58、68、73、75
110	1、2、9、12、19、21、24~26、28~32、38、40、45、46、48、49
111	21、36、40
112	22、57、69、81
113	6、8
114	1
116	2、6、9、13~16、28、30、57
117	2、5、7、8、17、20、24、28~31、34、49、55
118	7~9、21~30、34、35、38、39、48、51~53
119	2~9、13、16、20、21、23、27、28、33~35
120	49
124	8、9、20、24、28、30、34、38、43、48、49、52~54、58~61、72、73、97、122、123
125	5、8、12、20
126	18、20、23~25、28、30~32
127	9、10、11、13~15、17~20
128	2、3、7、22~26、28、30、31
129	2、5~7、9~13、15~19、21~25
148	12
165	2、10、29~33
166	4、7、9、22、25、27、35、36、46、74
167	3、7、10、14、18、19、35~46
186	1、8~14、17、19~24、26
187	3、4、7、9、10、13、16~20、22~24、26、28、31、36、39、43、48、50~53、55、58、63~65
199	14
200	8、14、18、24、31~33、41、47、54、57~59、61、64、69、79、81、86、89、94、109、121、122、125
201	6、7、9~11、20、22、26~29、37、39~41、46、53~55、58、67、75、89、90
202	1、3、4、6、7、16、18、27、28、34、39~42、45~47、54、66、67、75、78、80、81、84、104、106~108、110、111、115~118
203	25、26、28、29、31、32、35~37、40、41、70、72、76、82、90、95、102、106、108~112
205	2、4、7、8、11、21~23、26、28、29、35、36、44、52、61~63、65~67、92、97、100、106、108、109、112、117、119
206	1、5、8、25~28、30、31、37、43、50、62、63、65
210	7、8、11、12、14、18、19
211	8、13
212	5~9、11
213	2、9
214	5、8~10、13、16、20、22、24、34、42、43、45、47、48、58、61、65
215	1、3、5、12、14、15、23、27、28、30、37
217	3、16、17、19、21
218	11、14
219	6、12、16、21、28~31、33、35、36、65~68
221	1、3
222	1~5、10、11、14~17、19、24~26、28~33、35、39、42、43、45~48、50
223	2~7、9、11、15~18、20~25
231	14、15、17、20、21、29、51
232	9、13
233	1、8、10、14、15、19、36、43~46、54、60、62、63、70、74、81、85、89、91、98、108、109、111~114、118、120、124、130

234	6、16、20、21、23~25、29、31、36
235	4、14、18、35、39、41~45、48~50、52
236	1、4、6、7、17、19、24、35~37、39~41
237	6、9、10
239	1、4、5、9、12、15
240	5、6、8、9、15、16、19、31
243	2、10~12、14~18、21~27、30、32、34、37、44、48、52、57、59、67、68、77、78、82~85
244	7、18
245	8、13~15、17、19、21、23、25
246	6、13、18~20
247	1、2、4、14~16
248	1、3、4、6、10、12、13、17~27、29、33、35、36、38、42、48~51、55、58、60、65~69
249	1、10、11、14、18、23、33、34、39~43、45、48~54、62~65、75
250	1、10、14~16、19、20、28~30、33~36、38、48~51、55~59、71
251	1、4、5、7、14~16、26、27、30、31、35~38、41、47~50、52、58、69、77
252	3、5、6、11、14、18~22、24、28、29、31~34、36~39、51、52、55、59、62~64、71、73、74、83、86、88、92、94、98、99、101、103~107、111~113、117、120~122、124~128、132、133、135~137
258	17、18
261	18、21、22、24~28、32~35
262	5、7~9、44、45、47~51、56、58、66、68~70
263	2、7~10、12、18、29、30、32、37、39、40、43~46、48、53~56、68、69、75、76、79、95、98~103
264	7、17~19、21、22、24、26、29、30、36、38、40~44、53、54、60~62、64、69、70、84、88、92、93、99、100、115、117、126~128
265	3、5~7、9、12、13、15、19、27、29、31、35、36、39、44、48~55、58、64、66~70
266	1~4、7、11~13、16、17、19、21、22、25、27、33、36~39、41、44、46、54、55、57、59、63~65、73、79、81、83、85、88~91、94~97、107、113~116、118、120、121、123~127、132、134、135
267	2~5、7、14~19、23~30、33、35~40、42~46、50、57~59、70、72、78~80
268	1、2、4、6~8、10、13~15、17~20、23、39、40、44~49、51~55、57~64
269	1、5、7~9、12、14~16、19、21、22、26、29~32、34、35、38~44、47~50、54、56~60、63、66、67、70~76、82~87
270	1~3、7~33、35~39、41~43
271	1~14、19、23、24、34、41、42、46、54、55、60~64、68、72、73、75、77、78、80~86、89、93、100~102、108、112、116~121、123、124、128~130、132、133、135
272	2、5、8、9、13、17~21、24、29、30、38、39、43~47、49、51~53、56、57、59~68、70~72、74、79、80、83~85、88~90
273	1、2、4、6、9~13、15~17、19~23、25~27、29~35、37~39、42、45、47~49、54、56~59、61、63、65、66、68、70~73、77、78、80~82、84、86~92、95~100、103~108、112、115、118、119、121~123、127、133、139、144、148、149、151~154、157、158、160、165~171、173~175
274	3~7、9~11、13、14、17、19、24、25、28~31、33~35、40~42、44~48、50、51、56、64、73、74、76、81、85、88、89、91~93、95、97、104、105、110、111、125~129、144、146

275	1、4~6、11~13、16、20~27、31~33、35、37、40、50~52、54、56、57、59、65、67、68、70、72~75、78、79、87、95、101、108、113、116、119、122、126、134、136、144、154、159~161、163~169
276	1、5、6、9、13、15~17、19、22、25、28、29、31、32、38、44、45、51、66、69、70
277	1、2、7、14~18、20、23、28~31、35~39、46、48~54、56~59、61
279	3、6、7、9、10、15
283	1、4、12~14、16、19、26、27、31、35、37~39、41、42、44、45、54~56、58、60、61、84、86~88
284	1、6、11、13、16~18、23、35、40、43、50、63~69、76、77、79~86
285	4、6、7、9~11、16、31、32、36、38、49、51~53、55、58、62、68、77、80、90、93、96、98、100
286	5、11、14、27、28、42、50、58、60、61
287	16、17
289	1、6、8、11、36、43
290	2、3、5、6、8、19、22、24、29、30、32、41、43、68、70、72~74、76、77、80、83、92、95、100、101、104~110、112~115、117、119~121、204~206
291	1~7、10、13、16、22、28、30~34、38、39、50、51、55、64、65、68、72、76、78~80、82~89、91~97、100~104、110、118、121、122、124、126
296	3、8、15、31~33、36、38~40、42~45、47~51
297	1、10~12、19、24、26~28、32、34~36、38、51、61、63、84、85、88~90、99、100、106、110~112、120、123、125、131~133、155、158、163、164、181、182、184、186~189
298	6、7、24、26~29、35、39、55、57、74~78、182~187
299	13
300	5、6、9、12~16
301	2、3、10、11、13、14
302	2、4、9、10、12、15、16、20、22~27、31、32、35、37、39、40、42~48、51~54
303	2、6、8、9、16~23、26、28~36、40~44、48~52、57、58
304	1、2、14、17、19、20、22、28、30、32~36、41、46~48、50、51、53、54、58~60、64、66、67、69~76、78、80~90、98、100~103、105、106、114~116、120、122、123、127~129、137、140
305	2、4~7、9~11、13、14、23、25、27、28、30、32、34~36、40、42~45、49、56、59
306	2、4~6、9、10、12~14、16~18、27、28、32
307	7、8、13~16、20、28
308	2、6、8~13、16、27、28、30~34、55、58、59、68~71、73~75
309	1
310	6、7、17、19、20、136~138
311	2~4、10~12、14、17、26、29、30、33、37~48、50~52、54~63、68、71~75、79、83、84、90、93、94、99、109、111、116、118、121、123~126、130~133、136、138
312	2、3、7、10、13、16、18、28、30~32、34、35、39~41、44、47、49、50、53、54
313	2、4、12、18、20、23、25、30~32、35、36、38、39、41、43、50、51、60
314	2、4、5、8、11、12、15、17、20、21、23、26~29、31、36、39、45~48、54、58
317	1~3、18~25、28、35、37、38、40、41、43、44、46~52、54、57~60、62~68
318	17、19
319	11、14、42
322	66、69

323	11、14、16~18、20、21、26、28~31、33、34、37、41、42、49、53、54
324	4、6、9~16、18~21、25、38、39、43、45、55
330	4、8~10、17、18、20、24、30、31、37、38
332	10、11
333	6、8、9、19、20、22、29、30~32
334	11、13、15、16、23、28
335	5~7、14、18、23~25、27
336	3、5、10、12、15、20~22、31、34、36、37、46~48、54、55、58、79、82
337	2、5~7、9~25、28~30
338	1、6、9、14、16~18、23、24
面積合計	6, 322. 28 ha

別表4 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	全域	37,637.80ha